

第2章 8つの地域づくりの方向

1 あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち

参加・協働分野

まちづくりなど地域の問題の解決を地域住民自らが決定し、取り組める体制を整備します。

区民、NPO、ボランティア団体、事業者、区の役割分担を明確にし、それぞれがその能力を十分に発揮できるよう、区は支援していきます。

政策1-1 参加と協働の基盤づくり

参加と協働によるまちづくりを推進するため、区民、NPO、企業、町会をはじめとする地域の多様な主体が情報や課題を共有し、協議する場や機会を設けるとともに、区民や各主体の活動の活発化、相互交流の拡大をはかる環境を整備します。

地域活動の活性化と連携の促進 **重点施策**

参加と協働によるまちづくりの基盤となる、多様な区民と地域団体のネットワークづくりや「地域協議会」の導入に向けた検証を行うなど、区民の地域活動への参加意識を高める環境整備を進めます。

協働の仕組みづくり

様々な主体が公共的サービスの担い手となる「新しい公共」の実現を目指し、地縁団体やNPOなどの公益的活動への支援や区との協働に向けた取り組みについて、仕組みづくりを進めます。

地域住民の交流の促進

「地域区民ひろば」を地域活動の拠点として整備し、多様な地域活動や世代を超えた交流を促進するとともに、住民主体の自主運営化を推進して、地域コミュニティの活性化を図ります。



政策 1 - 2 地域力の再生

地域環境の変化やライフスタイルが多様化する中で、次第に弱くなってきた地域の力を再生していくため、地域活動団体等への支援を充実、強化し、地域住民自らが課題へ取り組み、解決することができる地域社会を実現します。

地域を担う人材・団体の育成 **重点施策**

地域住民の主体的な活動を支援するとともに、団体の充実強化を図り、地域活動の担い手の育成します。

地域の課題解決力の向上

人材やネットワークといった地元資源を活かし、地域自らが課題の解決に取り組むことができる環境を整備します。

2 すべての人が地域で共に生きていけるまち

福祉・健康・保健分野

地域福祉を推進する支え合いのネットワークを広げるとともに、支援を必要とする人に生活状況やニーズに応じたサービスが総合的に提供される仕組みを構築します。

高齢者や障害者などが住み慣れた地域で自立して生活できるよう、介護予防や社会参加を促進するとともに、在宅福祉サービスの充実とあわせ、介護施設等の基盤整備を推進します。

地域で学びあいや健康づくりが気軽にできる環境を整備します。

政策 2 - 1 地域福祉の推進

住み慣れた地域でその人らしく日常生活が送れるよう、地域住民、福祉事業者、福祉活動に従事する人などが協力しあいながら福祉サービスを必要とする人を支えていくことが求められています。

すべての人が地域社会を構成する一員であるとの意識を醸成しつつ、福祉・保健・医療など暮らしの基盤となるサービスや地域における支え合いのネットワークが充実している福祉のまちづくりをめざします。

福祉コミュニティの形成

地域住民、ボランティア、社会福祉協議会などの保健福祉関係団体、医療機関や社会福祉事業者等との相互の連携を強め、福祉サービスを必要とする人の自立生活を支援できる福祉コミュニティづくりをすすめます。

地域ケアシステムの構築 **重点施策**

地域住民の生活課題は、福祉、保健、医療その他様々な生活関連分野に及んでいます。在宅の介護や生活支援を必要とする人に対して、個々の状態に応じたきめ細かなサービスを総合的に提供することができるしくみづくりをすすめます。

福祉サービスの質の向上と権利擁護の推進

介護保険や障害者福祉制度において適切なサービスの選択ができるよう、利用者に的確な情報を提供するとともに、良質なサービスが提供されるようなしくみづくりをすすめます。また、権利擁護体制のネットワーク化、虐待対応の取り組みなどをすすめます。



【介護予防イベント】



【介護予防イベント】

政策 2 - 2 地域での自立生活支援

高齢になっても障害があっても、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、利用者の多様なニーズに対応できる在宅サービスの充実とともに、入所型施設等の基盤整備も重要な課題となっています。

利用者の自立支援と社会参加を促進するための取り組みをすすめ、高齢者や障害者など誰もが地域で安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。

高齢者・障害者への自立支援の強化 **重点施策**

介護保険法や障害者自立支援法の改正などの動向を踏まえ、高齢者や障害者の地域での自立生活を支える支援サービスの充実を図ります。

介護予防の推進

介護予防の普及啓発を図るとともに、多様な介護予防事業を展開し、地域に根ざした介護予防活動が行われるよう支援していきます。

社会参加の促進

年齢や障害の有無にかかわらず、自己実現のための文化活動などの社会参加ができる環境整備をすすめます。

施設サービス等の基盤整備

施設サービス等の量的確保や質的向上を図るため、多様な事業者の参入を促進するとともに、支援策を充実します。

生活困窮者等への自立支援の強化

支援を必要とする人が安心して地域生活を送れるよう、社会保障制度の適切な運用とあわせ、支援策の充実を図ります。



【がん検診勧奨イベント】

政策 2 - 3 健康

メタボリックシンドローム対策や生活習慣病の早期発見・早期治療などの二次予防に加えて、生活習慣を見直し、生涯にわたって健康を増進して、疾病の発病を予防する一次予防に重点を置いた対策を推進します。また多様化する新たな保健課題や健康危機管理へ対応するために関係機関と連携強化を図ります。

健康づくりの推進 **重点施策**

区民一人ひとりがメタボリックシンドロームや生活習慣病などにならないよう、個人の力と併せて区や関係団体、地域が区民の主体的な健康づくりを支援し、すべての区民が健康で心豊かに暮らせる健康なまちの実現をめざします。

がん対策の推進

がん予防・がんに関する知識の普及啓発、がんの早期発見・早期治療のためのがん検診の受診勧奨、またがん患者及び家族への支援等の総合的ながん対策を推進します。

多様化する保健課題への対応

健康を取り巻く複雑化かつ多様化している問題に対して、成人保健・精神保健・母子保健・歯科保健・公害保健など即応した保健施策を推進します。

健康危機管理

安全な生活環境の確保と予防接種等の健康対策を推進するとともに、健康危機発生の予防や被害の拡大防止・被害者の心のケア等のために迅速に対応できるよう関係機関との連携の下に健康危機管理体制を整備します。

地域医療の充実

子どもから高齢者まで、誰もが身近な場所で適切な医療サービスの提供を受けられる体制づくりを推進するとともに、都と医療関係機関と連携して患者中心の医療を実現し、医療・介護・看護が連携した体制づくりを推進します。

3 子どもを共に育むまち

子育て・教育分野

子どもが人として尊ばれ、安全で安心してのびのび育つ環境づくりをすすめます。

子ども一人ひとりの成長と子育てを地域全体が温かく見守り、支援していくネットワークを整備します。

個性を尊重し、社会性を培う学校教育をめざします。

地域でのさまざまな体験学習を通した温もりのある教育を充実していきます。

政策3-1 子どもの権利保障

子どもの権利が尊重され、すべての子どもがいきいきと自分らしく育つことができるよう、子ども施策を展開していきます。

子どもの権利の確立

「児童の権利に関する条約」や「豊島区子どもの権利に関する条例」の理解促進を図るとともに、子どもの意見を反映させながら施策を推進していきます。

安全な生活の保障 **重点施策**

悩みをもつ子どもや、子育てに不安を感じている親が気軽に相談できる体制を整備するとともに、いじめや虐待から子どもを守るサポートシステムを構築します。

遊びと交流の保障

小学生・中高生等が安心していきいきと過ごすことができ、自主的な活動や子ども同士の交流等ができるよう、子どもの居場所・活動の場を整備します。



【子育て訪問相談事業】

政策3-2 子育て環境の充実

子どもが健やかに発達・成長できるよう、地域における子育て支援体制を整備するとともに、「子育ての喜び」を実感できる環境づくりを進めます。

総合相談体制の推進

だれもが安心して子育てができるよう、相談体制や保護者に対する支援・情報提供機能を強化し、関係機関のネットワークを充実させていきます。

子育て支援サービスの充実 **重点施策**

家庭の状況に応じた多様な子育て支援サービスを充実させるとともに、子育て家庭の交流を促進していきます。

サービス提供システムの整備

子育てに関する区民ニーズの多様化に対応して、多様な担い手との協働体制を進め、充実した子育て支援サービスを提供していきます。



【保育園の様子】

政策3 - 3 幼児教育

家庭と幼稚園・保育園等が十分な連携を図り、地域の協力を得て、幼児の望ましい発達を促していく教育環境を整備します。

幼児教育の振興

幼児期の特性を踏まえた教育・保育を実践し「生きる力」の芽生えを築くとともに、その後の学校教育の基礎が培われるよう内容を充実します。また、保護者のニーズや社会の変化を的確に捉え、家庭における幼児期の教育を支援していきます。

政策3 - 4 学校における教育

子どもたちの「生きる力」を育むとともに、学校教育の根幹である教師力を向上させ、知識基盤社会に生きる子どもたちを支える質の高い教育環境を整備します。

「生きる力」を育む教育の推進 **重点施策**

児童・生徒の「確かな学力」「豊かな人間性」

「健やかな心と体」を調和的に育み、「生きる力」の育成を図ります。

魅力ある学校づくり

学校運営や教育活動の公開を推進し、地域・保護者に学校教育への参画を促し、地域の特性や児童・生徒の実態に応じた特色ある学校づくりを推進します。

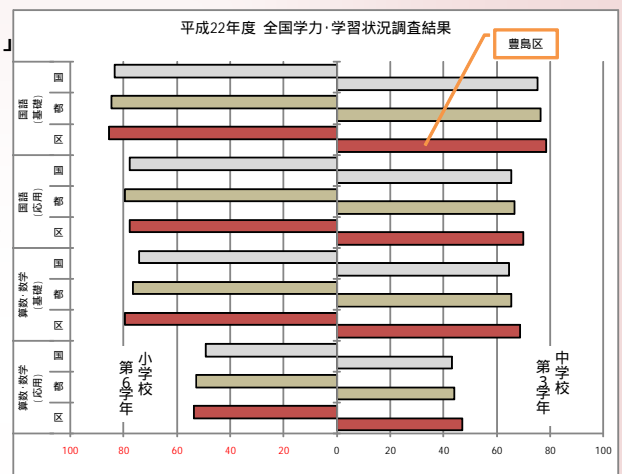
また、学校教育の根幹である教師力の向上を図ります。

教育環境の整備

学校図書館・学校情報環境等を充実し、学校環境を向上させるとともに、老朽化した校舎の計画的な改築・エコスクール化など教育環境を整備します。

安全・安心な学校づくり

学校・家庭・地域が一体となった安全・安心の活動を展開するとともに、セーフコミュニティの視点に立った対策にも取り組み、学校内・外の安全体制の確立に努めます。



政策3 - 5 地域における教育

子どもの教育の第一義的な責任は家庭にあることを踏まえ、家庭がその本来の役割と責任を果たすことができるよう、家庭における教育を支援していく体制をつくとともに、学校、家庭及び地域が連携・協力して子どもたちの育成にあたります。

家庭教育の支援

地域の協力を得ながら、家庭教育に関する啓発を進め、共通理解や協同化を促進します。

学校、家庭及び地域の連携協力 **重点施策**

学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任のもとに連携・協力し、子どもたちの規範意識や地域社会の一員としての自覚を育て、PTA、青少年健全育成団体、大学、NPO などとも連携しながら、地域の教育力によって様々な課題の解決を図ります。

4 多様性を尊重し合えるまち

平和・人権分野

それぞれのコミュニティの個性を尊重しながら、連携を図ります。

年齢や性別、障害の有無にかかわらず社会参加できる、人々の善意が触れあう地域社会をつくりま
す。

国籍や人種を超えて理解しあい、共に暮らすコミュニティをつくりま

政策4 - 1 多文化共生の推進

人種・国籍を問わず、区民は多様な価値観をもっています。外国人を含めた多様な区民
が、互いに尊重し安心して暮らせる多文化共生を推進し、豊かなコミュニティの形成を図
ります。

多文化共生の推進

豊島区は、外国人登録者が人口の7.1%
(平成22年1月1日現在)を占めるなど、
多くの外国人が暮らしています。

人種や国籍などを問わず、共に豊島区に
暮らす区民として、共に地域を創っていく
ための環境を整備します。



【イベントでの交流】

政策4 - 2 平和と人権の尊重

豊かなコミュニティの基礎となる平和や人権に関する意識を高めていきます。

平和と人権の尊重

豊かな地域社会の基盤をなす、平和を大切
にする心を育てていきます。

また、人と人との交流を大切にし、お互い
に相手を思いやり、尊重する地域社会を築きます。



【人権週間パネル展】

政策4 - 3 男女共同参画社会の実現

区民一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、だれもが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場において、ともに参画し、責任を分かち合える男女共同参画社会の仕組みづくりを推進します。

男女共同参画社会の条件整備

男女がともに、その個性と能力を存分に発揮できるよう、区民の意識改革をすすめます。

あらゆる場における男女共同参画の意識の普及・啓発、人権侵害の禁止、「豊島区配偶者等暴力防止基本計画（仮称）」（計画期間：平成24年度～平成28年度）に基づく配偶者等による暴力の根絶、仕事と家庭生活の調和のとれた環境づくりなど、条件整備を推進します。さらに、その実現のため、関連機関との連携を積極的に図ります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進



【第1期ワーク・ライフ・バランス推進認定企業】

男女共同参画についての意識づくり



【エンパワーメント講座】

としま男女共同参画推進プラン

女性に対する暴力の根絶をめざして



【女性に対する暴力をなくす運動】

すべての人にとっての男女共同参画



【登録団体との共催講座】

5 みどりのネットワークを形成する環境のまち

みどり・環境分野

公園をはじめとした緑化をすすめ、みどり豊かなネットワークを形成します。

低炭素地域社会の実現及びヒートアイランド対策に積極的に取り組み、人と自然が調和した環境都市づくりをすすめます。

区民、事業者、区三者が協働して役割分担を明確にしつつ、ごみの発生抑制、再利用、再生利用の推進と、適正な処理による環境負荷の低減をはかります。

政策5-1 みどりの創造と保全

地域の活動拠点ともなる広々とした公園づくりを重点的に行い、「みどり」をつくり、守っていく体制を整備します。

みどりの拠点拡大 **重点施策**

みどり豊かな公園等の拡大をめざし、地域のみどりの重要な資産である街路、寺社公共施設等の緑化を率先して進めます。

みどりのネットワーク

公園をはじめ、学校や寺社などの緑地をみどり豊かな道路で結び、宅地や商業ビルにも働きかけ、四季感あふれるみどりと広場のネットワークを形成します。



【植樹祭】

政策5-2 環境の保全

地球温暖化対策など、地球環境に対する区民の関心が高まる中、人と自然が調和した環境への負荷の少ない環境重視の都市づくりを目指します。

都市公害の防止

多様化する都市公害に対応し、安全で健康な生活環境を確保するため、規制・誘導をすすめ、環境基準の達成を目指します。

低炭素地域社会の実現 **重点施策**

あらゆる区の施策に低炭素地域社会実現の視点を取り入れていくとともに、区民・事業者、国・東京都と力を合わせて、それぞれが主体的に温室効果ガスの削減をはかる社会づくりを進めます。

環境まちづくり

ヒートアイランド対策に積極的に取り組み、区民のムーブメント興し、環境に配慮された活力あふれる持続可能な都市の実現を目指します。

地域美化の推進

街の美化に対する区民の意識の向上を図るとともに、区民・事業者・団体等との連携による地域一体となった環境美化を推進します。また、路上喫煙を防止するための施策についても、とりくんでいきます。



【太陽光パネル】



【ガム取り活動】